

上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例のあらまし

◎目的 都市交通の円滑化、市民の利便、都市機能の維持及び増進

◎規制の対象 商業地域及び近隣商業地域（都市計画図参照）内で建物の
となる場合 { 新築、増築、用途変更をする場合

◎対象となる面積 1,000㎡超 面積 = $\frac{\text{特定用途に供する部分}}{\text{※1}} + \frac{\text{非特定用途に供する部分}}{\text{※2}}$ の1/2

◎必要な駐車スペース { 150㎡につき1台（特定用途の部分） ※ 2.3m×5m
450㎡につき1台（非特定用途の部分） ”
※ 3割分は2.5m×6m うち、すくなくとも1台分は3.5m×6m

◎届け出 建築確認の前に所定の用紙と図面を付けて届け出る。

◎条例に違反した者については、罰則がある。

※1 特定用途とは…劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる
程度の大きい用途で政令で定めるもの

—政令：駐車場法施行令18条—

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、
百貨店、その他の店舗、ボウリング場、体育館、遊戯場、事務所、病院、
倉庫及び工場ほか

※2 非特定用途として考えられる建物…住宅、共同住宅、学校、保育園、神社、養老院ほか

駐車スペースの具体例

◎9,000㎡の百貨店を近隣商業地域内に新築する場合

1 駐車施設が必要かどうかを判定

地域、面積、建物の用途といった用件をすべて満たしているため、駐車施設が必要となる。

2 必要な駐車スペースの計算 $9,000\text{㎡} \div 150\text{㎡} = 60\text{台}$ { 2.3m×5m⇒42台
2.5m×6m⇒17台
3.5m×6m⇒1台



◎1,500㎡の共同住宅を近隣商業地域に新築する場合

1 駐車施設が必要かどうかを判定

共同住宅は、非特定用途により「 $1,500\text{㎡} \div 2 = 750\text{㎡}$ 」よっての対象面積1,000㎡以下であるため、この条例上では駐車施設不要。



「上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の経過

平成5年3月26日	条例制定（旧上田市）
平成5年10月1日	条例施行（旧上田市）
平成18年3月6日	新上田市発足 ※合併に伴う事務事業調整により、新市発足時は、旧上田市の条例を暫定施行（旧上田市のみ条例を適用）とする
平成20年10～12月	丸子地域の既存建築物調査
平成21年1月5日	都市計画課打合せ
平成21年1月7日	丸子地域自治センター調整会議
平成21年1月30日	丸子地域協議会にて条例の内容及び今後の予定について説明
平成21年2月20日～ 3月3日	対象既存建築物関係者（11棟）及び丸子町商工会への内容説明
平成21年3月6日	
平成21年4月1日～	丸子地域協議会だより（2009.4.1発行）に周知記事の掲載 上田市ホームページにて、周知及び意見募集
平成21年7月24日	
平成21年10月～（予定）	丸子地域協議会にて報告と今後の予定説明
平成21年12月（予定）	広報等による周知の実施
平成22年4月1日（予定）	上田市議会12月定例会 上程 条例施行

丸子地域対象既存建築物調査票

近隣商業地域	石井商店街周辺(一部下長瀬)、中丸子ベルプラザ(一部)、上丸子商店街周辺
特定用途	A>1,000㎡ 公民館、集会場、旅館、ホテル、飲食店、百貨店、その他店舗、事務所、病院(医療法に定める病院に等の施設)、倉庫、工場等
非特定用途(主な)	A * 1/2 > 1,000㎡ 住宅、共同住宅、学校、老人福祉施設等

対象物件

11件

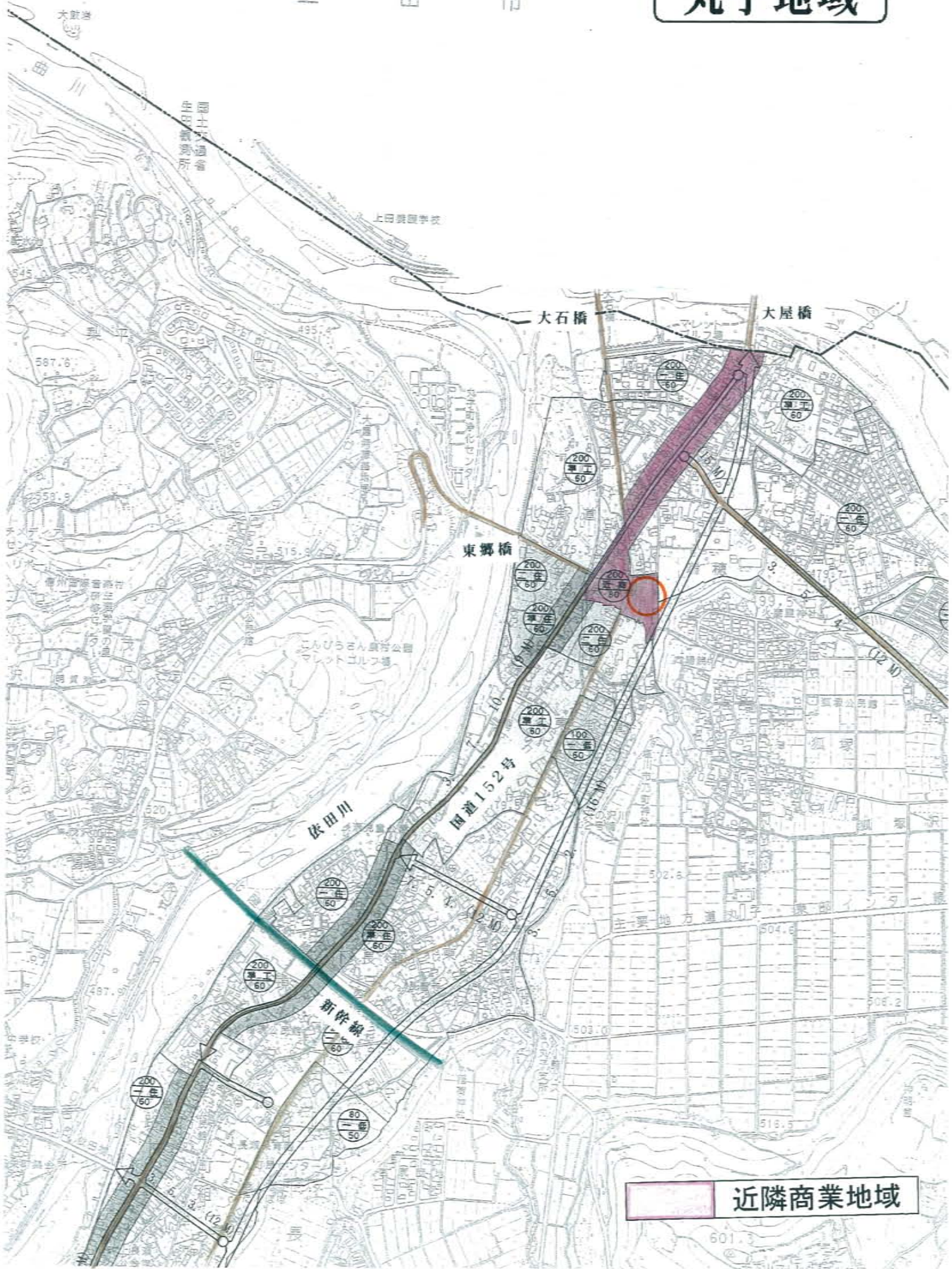
駐車施設サイズ

2.3x5.0
2.5x6.0
3.5x6.0

区域	番号	建築物	必要台数	附置済台数
下長瀬(石井)	①	旧西源	13	128
中丸子	②	ベルプラザ	14	112
"	③	"	21	280
上丸子	④	丸子プラッツ	34	87
"	⑤	ケア丸子	3	10
"	⑥	わかまつ	4	15
"	⑦	信州うえだ農協	8	13
"	⑧	ファーストビル	9	18
"	⑨	マツヤ	9	44
"	⑩	あさかわ	6	73
"	⑪	ヤスイ家具	10	19

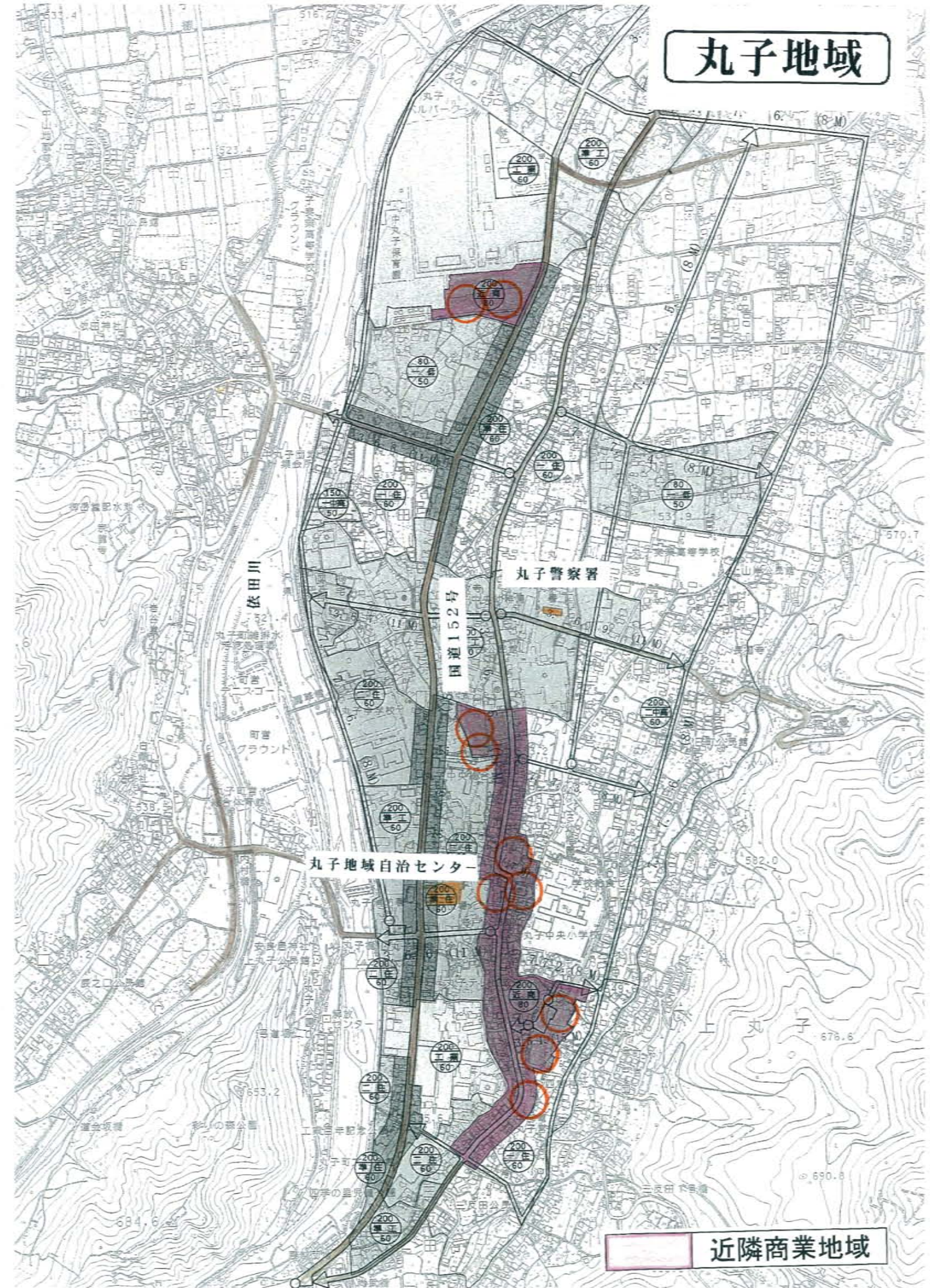
上田市

丸子地域



近隣商業地域

丸子地域



近隣商業地域